

福島市営住宅等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年 3 月 29 日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 20 号

福島市営住宅等条例の一部を改正する条例

福島市営住宅等条例（平成9年条例第34号）の一部を次のように改正する。

目次中「第93条」を「第95条」に改める。

第6条第1項第2号中「ア、イ又はウ」を「アからエまで」に改め、同号ウ中「ア及びイ」を「アからウまで」に改め、同号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 市長が別に定める市営住宅等に入居する場合において、同居者として18歳未満の子供が同居する世帯である場合又は少なくともいずれかが39歳以下である夫婦の世帯である場合 259,000円

第6条第2項第8号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

第7条第2項第1号中「第6条第1項第2号ア」の次に「又はイ」を加える。

第8条第2項中「第6条第1項第2号イ」を「第6条第1項第2号ウ」に改める。

第12条第2項中「第6条第1項第2号ア、イ若しくはウ」を「第6条第1項第2号アからエまで」に、「ア、イ若しくはウに掲げる金額」を「アからエまでに掲げる金額」に改める。

第52条に次の1項を加える。

2 前項各号に定めるもののほか、市長は、特に必要があると認める場合には、特別市営住宅に入居することができる者の資格を、別に定めることができる。

第93条を第95条とし、第89条から第92条までを2条ずつ繰り下げ、第8章中第91条の前に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第89条 市長は、市営住宅等の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第3項に規

定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に市営住宅等及び共同施設の管理を行わせる。

2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める管理の基準に従い、市営住宅等及び共同施設を適正に管理しなければならない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第90条 前条の規定により指定管理者に市営住宅等及び共同施設の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 入居者の公募、入居、退居等の手続に関する業務
- (2) 駐車場の使用等の手続に関する業務
- (3) 市営住宅等の家賃及び駐車場の使用料の徴収等の補助に関する業務
- (4) 市営住宅等及び共同施設の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。